

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

富士川町が確認書(または申請書)を受理した日から **4週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月以降の任意の1ヶ月の収入が減少し **「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

富士川町から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和5年6月1日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和5年11月30日（木）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】福祉保健課窓口または、町ホームページからダウンロードしてください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、富士川町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、福祉保健課に**返信してください**。
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に福祉保健課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（富士川町の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合204万3千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに福祉保健課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

富士川町 福祉保健課 福祉担当

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」窓口



0556-22-7207

受付時間 平日8:30~17:15

(土、日、祝日除く)